

社会福祉法人寿山会

介護予防短期入所生活介護 運営規程

社会福祉法人寿山会

介護予防短期入所生活介護 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人（以下「本会」という。）が開設する指定予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）が適正な運営をするために、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

(事業の目的)

第2条 事業所は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び、利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定短期入所生活介護事業所寿山苑
(特別養護老人ホーム寿山苑併設)
- (2) 所在地 愛媛県今治市波方町養老甲 1006 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種	員 数	指定基準	付 記
施設長	1 名	1 名	併設事業所の管理者を兼務
事務長	名	必要数	法人及び併設事業所と兼務
事務員	2 名	必要数	法人及び併設事業所と兼務
生活相談員	1 名	1 名	
介護支援専門員	3 名	1 名	
介護職員	19 名	17 名	
看護職員	6 名	3 名	
機能訓練指導員	2 名	1 名	※作業療法士 1 名 週 2 回 2 時間
栄養士	1 名	1 名	併設事業所と兼務
医師	1 名	1 名	嘱託医
厨房職員	8 名	必要数	
用務員		必要数	

宿直員	名	必要数	
-----	---	-----	--

- 2 直接処遇職員の員数は看護・介護人員配置基準に基づき、3：1を下回らない員数とする。
- 3 その他の職員は、必要に応じて置くことができる。

(2) 職務内容

施設長	本会理事長の命を受け、事業所の業務を統括し、管理運営に当たる。
事務長	施設長を補佐するとともに、施設運営に関わる事務の統括管理に当たる。
事務員	施設運営に関する事務に従事する。
生活相談員	利用者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
介護支援専門員	介護計画の作成と介護の進行管理、評価に当たる。
介護職員	利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
看護職員	利用者の看護、日常生活の世話及び健康管理に当たる。
機能訓練指導員	機能訓練の指導に当たる。
栄養士	給食献立及び給食業務に当たる。
医師	入所者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。
用務員	入所者の使用する衣類等の洗濯業務に当たる。
宿直員	夜間における施設の管理宿直業務に当たる。

(利用者の定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、施設が併せて指定を受けている指定短期入所生活介護事業の利用者と合わせて2人とする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 事業所の通常の送迎の実施地域は、今治市とする。
ただし、旧波方町、旧今治市、旧大西町、旧朝倉村、旧菊間町の区域に限る。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第7条 事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(介護予防短期入所生活介護サービスの開始及び終了)

第8条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくは家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- 2 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第9条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

(サービスの取り扱い方針)

第10条 事業者は可能な限りその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービス提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際に利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る事とします。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第11条 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

- (1) 日常生活上の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練

- (4) 健康管理
- (5) 相談・援助

(食事の提供)

第12条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供することとします。また利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

(相談及び援助)

第13条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

(機能訓練)

第14条 事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

(健康管理)

第15条 事業者の医師又は看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ります。

(その他のサービス提供)

第16条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。
2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

(利用料及びその他の費用)

第17条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防短期入所生活介護にかかる介護予防サービス費用基準額から事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとし、

3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4 事業者は、前項2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- (1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用
- (6) 理美容代

(7) その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

6 第4項第一号及び第二号の費用は、別表のとおりとする。

(利用料の変更等)

第18条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する料金を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

(喫煙)

第19条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とします。

(衛生保持)

第20条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

(禁止行為)

第21条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

(1) 事業所の秩序を乱す行為をした者。

(2) 故意にこの規程等に違反した者。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(衛生管理)

第23条 事業所の職員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のため必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第 24 条 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

(緊急時の対応)

第 25 条 事業所の職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 26 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故場発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではないものとする。

(非常災害対策)

第 27 条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため定期的に避難、その他必要な訓練等を実施します。

(勤務体制)

第 28 条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の職員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

(記録の整備)

第 29 条 事業者は、職員、設備、備品及び買い芸に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

(苦情処理)

第 30 条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に冠する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、愛媛県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、愛媛県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(掲示)

第 31 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(その他)

第 32 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第 33 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。